

水上交通事業者人材養成助成制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「水の都ひろしま」構想で掲げる太田川デルタ上に形成された市街地の河川において水上交通事業を営む民間事業者に対し、予算の範囲内において、水上交通の運航に従事する人材の養成に必要な経費の一部を助成することに関し必要な事項を定め、もって水上交通の利便性向上及び魅力向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「水の都ひろしま」構想 平成15年1月に国土交通省・広島県・広島市が定めた構想をいう。
- (2) 太田川デルタ上に形成された市街地の河川 「水の都ひろしま」構想が対象区域とする、太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川をいう。
- (3) 水上交通事業 海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する船舶運航事業（貨物の運送をするもの及び本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものを除く。以下「船舶運航事業」という。）であり、別表1に掲げるものをいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象となる事業者は、太田川デルタ上に形成された市街地の河川において水上交通事業を営む事業者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小型船舶操縦者の資格取得事業
 - (2) 船内ガイドの養成事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施期間は、助成金の交付の決定を受けた日からその日が属する会計年度の2月末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の助成対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 従業者に別表2に掲げる資格のうち、特定操縦免許を含む資格を取得させる際の小型船舶操縦士国家試験手数料、登録免許税、登録教習所受講料その他会長が必要と認める経費
- (2) 従業者に船内ガイドとして必要な知識等を習得させるための研修等の講師招へいに係る謝礼金その他会長が必要と認める経費

2 助成対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(助成金の限度額)

第6条 助成金額は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額を限度とし、限度額は120万円とする。

2 助成金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 一会計年度において、既に第8条の規定による交付の決定を受けている場合、決定された額を限度額から控除するものとする。

また、一会計年度において、既に第13条第2項の規定による交付を受けている場合には、前項の「決定された額」については、「交付された額」に読み替えるものとする。

4 助成対象事業の実施に当たり別途、他の公的補助金又は民間補助金等の交付を受けている場合、又は交付を受ける予定である場合には、その額を限度額から控除する。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成対象事業を実施する日の30日前までに、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 人材養成計画書(様式第2号)

(2) 予算書(様式第3号)

(3) 船舶運航事業に係る許可又は登録の状況が分かる書類の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

2 一会計年度の間に申請できる回数は、4回を限度とする。

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の審査により、助成金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに助成金を交付しない旨を当該申請者に通知をするものとする。

(交付の条件)

第9条 会長は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 助成金は、第5条に定める経費に充てること。

(2) 助成対象事業の内容を変更し、又は助成対象事業に要する予算を変更しようとするときは、会長の承認を受けること。

(3) 助成対象事業を中止しようとするときは、遅滞なく会長に報告し、その指示を受けること。

(4) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく会長に報告し、その指示を受けること。

2 会長は、前項に定める条件のほか、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画変更の承認等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条第1項第2号及び第3号に定める会長の承認又は指示を受けようとする場合には、遅滞なく、人材養成計画変更申請書(様式第5号)に第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があった場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 会長は、前項の決定をしたときには、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第11条 第8条の規定による通知を受けた者は、当該助成対象事業が完了したときは、その終了の日から40日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 人材養成実施報告書(様式第7号)
- (2) 免許証の写し(第4条第1項第1号に掲げる小型船舶操縦者の資格取得事業を実施する場合に限る。)
- (3) 決算書(様式第8号)
- (4) 領収書その他収支の事実を証する書類の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第12条 会長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、助成対象事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第9号)により当該報告者に通知するものとする。

(助成金の請求・交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、助成金交付請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第14条 助成金の交付を受けた者は、証拠書類及び帳簿を備え、当該助成対象事業の終了した日が属する会計年度の終了後、10年間保存しておかななければならない。

(暴力団の排除)

第15条 会長は、助成金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定に

よる公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成金の交付の決定を受けた者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく会長の処分に違反したとき。
- (2) 決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 助成金の額に比し過大な剰余金が生じたとき。
- (4) 事業遂行の見込みがないとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) 助成金を他の用途に使用したとき。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第18条 会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、助成事業に関する報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (水上交通事業)

根拠法令	事業種別
海上運送法 (昭和24年法律第187号)	一般旅客定期航路事業 (第2条第5項) 特定旅客定期航路事業 (第2条第5項) 旅客不定期航路事業 (第2条第9項) 一般不定期航路事業 (第2条第9項)

別表 2 (資格)

根拠法令	資格種別
船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号)	一級小型船舶操縦士 (第23条の2第1項、第23条の3第1項第1号) 二級小型船舶操縦士 (第23条の2第1項、第23条の3第1項第2号) 特定操縦免許 (第23条の2第2項、同条第3項)